

## 令和3年度第3回太宰府市地域福祉推進委員会 意見一覧

議題 第四次太宰府市地域福祉計画(素案)の概要について【資料11】

|   | ページ | 該当箇所、行数等                  | 質疑・意見  | 回答 |    | 対応・回答                       |
|---|-----|---------------------------|--|----|----|-----------------------------|
|   |     |                           |  | 要  | 不要 |                             |
| 1 | 1   | (1)計画策定の背景<br>下から9行目～12行目 | (意見)<br>国においては、・・・地域共生社会の実現に関する説明書き ⇒ 「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現を目指し、このため <u>支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくり</u> 」に向けた基本方針が示されました。 | ○  |    | ニッポン一億総活躍プランの内容に則して修正いたします。 |
| 2 | 1   | 地域共生社会について                | 「地域共生社会とは」を読みました。一億総活躍プランの言葉に、国が福祉から逃げているように感じました。地域共生社会の実現は厳しいです。10年前までは地域で高齢者を支えていた方々が、今は施設に入所したり、支援を受けるようになっています。安心安全な老後はないですね。                                       |    | ○  |                             |
| 4 | 3   | (4)「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方   | 支援が必要な人々への見守り、手助けといった地域の <u>人々</u> による支え合いが必要です。<br>↓<br>支援の必要に応じて、見守り、手助けといった地域住民による支え合い助け合いが重要です。  |    | ○  |                             |
| 5 | 4   | <地域福祉推進のための圏域の考え方>        | 第5層・6層のみ、“支援”で括られているのはなぜか。<br>表現を統一した方が分かりやすいのではないか。   |    | ○  |                             |

|   | ページ | 該当箇所、行数等  | 質疑・意見   | 要 | 不要 | 対応・回答 |
|---|-----|---|---|---|----|-------|
| 6 | 4   | 4,11,30,32ページ<br>地域福祉推進のための圏域<br>の考え方           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人的には、サークル活動などで日常的につながっておき、必要に応じて協力し合える関係をつくれるような仕組み、取り組みがあればいいと思う。</li> <li>・ひとり親は、PTAや自治会の取り組みを忌避する傾向にあるように思いますが、あらゆる人が参加可能な(あるいは、心理的にも参加しやすい)仕組みを考える必要があるように思います。</li> </ul>                   |   | ○  |       |
| 7 | 4   | 福祉圏域について  | <p>これまでは、第1層は市内全域、第2層が中学校域(日常生活圏域で500メートル以内の歩いていける距離)として議論してきた。太宰府市は小学校校区の自治協議会もありもう一度しっかり議論する必要がある。</p>  |   | ○  |       |
| 8 | 5   | 15行目<br>市町村が認めさえすれば支<br>援の対象に出来る可能性が<br>生まれたこと。 | <p>太宰府市で、独自の支援対策がありますか？</p> <p>これから、市民に地域共生社会の必要性。みんなで、みんなを支え合う。国の福祉はあてにならない(コロナも同じです)ということを再確認しました。</p> <p>(事務局追記)ひきこもりや生活困窮者に対する支援のことを指している。孤独死や行方不明を防ぐために、就業や当事者家族の交流(認知症の家族の交流のようなもの)を考えてほしい。</p> <p>民生委員などでは限界があるため、行政で取り組んでほしい。</p> |   | ○  |       |
| 9 | 6   | ともに生きる社会と共生社<br>会                               | <p>しょうがいがあっても、怪我、病気から立ち直って、パラリンピックで活躍されています。でも、高齢や病気で障がい者になられる方が多いです。一人一人が健康で地域の中で生活する。支えるという気持ちを持つようになればと思います。</p>   |   | ○  |       |

|    | ページ | 該当箇所、行数等                    | 質疑・意見  | 要 | 不要 | 対応・回答         |
|----|-----|-----------------------------|--|---|----|---------------|
| 10 | 7   | 本文と図解の表現                    | 太宰府市社会福祉協議会が策定する太宰府市地域福祉活動計画との連携・整合を図ります。図解では、 <u>連携・補完</u> となっている。補完は物理的に難しく、整合で統一した方が良い。                           |   | ○  |               |
| 11 | 12  | 地域づくり                       | 生活困窮者というのは、一番人に知られたくない。中高年の引きこもりも同じように知られたくない。子ども、高齢者への虐待も同じです。発見、共有に個人情報への壁もあります。行政に頑張ってください。受け入れる社会、地域が実現するといいですね。 |   | ○  |               |
| 12 | 16  | 1 主な人的資源と活動拠点<br>2 主な施設・事業所 | (質問)<br>1 団体等・・・太宰府市長寿クラブ連合会、小地域福祉活動団体(ひまわり会・ボランティア団体)、消防団、社会福祉法人等の記載は、ありませんが？<br>2 活動拠点・・・いこいの家の記載は、？               | ○ |    | 検討の上、修正いたします。 |
| 13 | 16  | 社会資源のうちの人的資源                | 認知症の増加や、包括ケアシステムの導入などで新しい職員が配置されてきておりその実態を記載すべきである。<br><例> 認知症地域支援推進員、自立相談支援員、生活支援コーディネーター、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、保健師 |   | ○  |               |
| 14 | 16  | 社会資源                        | 福祉推進のための協議会、会議も社会資源として扱う   |   | ○  |               |

|    | ページ | 該当箇所、行数等              | 質疑・意見  | 要 | 不要 | 対応・回答                           |
|----|-----|-----------------------|--|---|----|---------------------------------|
| 15 | 16  | 社会資源                  | 講座も社会資源として扱う。<br>認知症サポーター養成講座、手話講座、地域子育てサポーター養成講座、ボランティア養成講座   |   | ○  |                                 |
| 16 | 18  | 2 安全安心に暮らすための基盤づくり 課題 | (意見)<br>1 <u>災害時に備えた支援、...</u> ⇒ 災害に備えた支援、避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画 の作成<br>2 福祉避難所運営マニュアルの改定(令和3年5月10日 法改正) ⇐ 追加記入願います。  | ○ |    | 検討のうえ、修正または取り組み内容での記載をいたします。    |
| 17 | 18  | 3 気軽に参加できる環境づくり 課題    | (意見)<br>1 長寿クラブ加入率の減少:太宰府市長寿クラブ連合会 24単位クラブ 約1,300名会員<br>2 公民館・いこいの家の活用促進(他世代間交流・居場所づくり・公民館開放の日、地域食堂等) ⇐ 追加記入願います。  | ○ |    | 1 修正いたします。<br>2 取り組み内容に記載いたします。 |
| 19 | 20  | 1 よりそう 2行目            | (意見) ...庁内や関係機関... ⇒... <u>地域、</u> 庁内や関係機関...<br>※ 基本目標 1 よりそう 2 とどける 3 つなげる ⇒ いずれも 行政機関が取り組む説明書きになっています、今日 求められている地域福祉計画は、住民主体の地域づくりが基本です、住民が積極的に地域の福祉活動に参加することが求められています。このため地域活動の推進・活性化を目指して、自治会、行政や社協などが連携・協働して住民による活動を生み出し、更に、活動の蓄積・継続をしていく施策の提起が必要です。 | ○ |    | 検討し、修正いたします。                    |

|    | ページ | 該当箇所、行数等               | 質疑・意見   | 要 | 不要 | 対応・回答         |
|----|-----|------------------------|---|---|----|---------------|
| 20 | 20  | 基本目標                   | <p>「よりそう」「とどける」「つながる」ことは大事なことであるが、これらを基本目標に据えるのではなく、基本目標を実施の際の方策として位置づける方が良い。<br/>下の例では、高齢者問題対策を練る際に3つの縦軸を明確にする。</p>                              |   | ○  |               |
| 21 | 22  | (1)知る機会の充実<br>取り組みの方針  | <p>(意見)<br/>● 福祉サービス等が、<u>地域住民の皆さんに分かりやすく、日常的に利用できる情報の発信</u>について検討します。</p>  | ○ |    | 検討の上、修正いたします。 |
| 22 | 22  | 22～28ページ<br>基本目標1 よりそう | <p>・子の貧困は、親の貧困であるため、家庭の経済状態に関係なく、子どもがなんら支障なく教育を受け、経済的に自立できるような取り組みやこれを支援する仕組み(共助、公助)が重要なのだろうと思います。<br/>・中でも、女性の貧困問題については、もっと取り組むべきではないかと思います。</p> |   | ○  |               |
| 23 | 22  | 22ページ以降<br>取り組みの方針     | <p>基本的に市が取り組む内容になっているような印象が残る。<br/>地域で実施する表現にできないか。</p>   |   | ○  |               |

|    | ページ | 該当箇所、行数等                        | 質疑・意見  | 要 | 不要 | 対応・回答   |
|----|-----|---------------------------------|--|---|----|---|
| 24 | 23  | ②学ぶ機会の提供<br>取り組みの方針             | (意見)<br>● 学ぶ機会を提供する組織・団体等を記入する。…自治会(校区自治協議会)、民生委員・福祉委員・長寿クラブ・小地域福祉活動団体等  | ○ |    | 取り組み内容に記載いたします。   |
| 25 | 24  | (1)「 <u>気軽に専門的な相談</u> 」         | (意見)<br>項目は、「身近で気軽な相談支援体制」に変更する。<br>(理由)住民の身近な地域において、気軽に相談できる仕組みづくりが重要です。地域内で相談が受付できる「入り口」を整備・構築していきます。  | ○ |    | 1-(2)-①「気軽に専門的な相談」では、相談したい人が気軽に相談できて、支援につながられるための施策を掲載することとしています。<br>地域内での相談についても記載いたします。 |
| 26 | 24  | 取り組みの方針                         | (意見)<br>1 記載中の2項目は、P25取り組みの方針へ転記する。<br>2 地域において、自治会(校区自治協議会)、福祉部、民生委員児童委員、福祉委員、長寿クラブ、小地域福祉活動団体(ひまわり会)、防犯委員会等が、日常活動の中で支援・相談の受付が気軽にでき、各分野の相談支援機関につなぐ仕組み・体制づくりを推進します。 | ○ |    | 意見25と同じ   |
| 27 | 25  | ②「 <u>包括的で連携した相談体制</u> 」        | (意見)<br>1 項目は、「相談支援機関・専門職の連携した包括的相談支援体制」<br>2 「取り組みの方針」へ、P24を追加記載する。   | ○ |    | 意見25と同じ   |
| 28 | 26  | (1)福祉・生活環境の充実<br>取り組みの方針 下から2行目 | (意見)<br>…提供体制の確保…⇒「提供体制の」を削除する。  | ○ |    | 修正いたします。  |

|    | ページ | 該当箇所、行数等  | 質疑・意見  | 要 | 不要 | 対応・回答           |
|----|-----|---|--|---|----|-----------------|
| 29 | 26  | 26～29ページ<br>基本目標2 とどける<br>(1)福祉・生活環境の充実<br>(2)いのちや権利を守る支援 | 昨年より新型コロナウイルス感染の状況により幾度もの緊急事態にみまわれています。ワクチンや新薬等の開発で、いつかは安全に”共存”する社会になると思いますが、しばらくの間は福祉計画を各現場で実践していくにあたり感染症対策は必須だと感じます。よって、基本目標2のどこか(災害対策の部分がいいですか?)に「感染症対策をとり生活をつづけていかなければいけない状況」というような一言(文言)が必要ではないかと考えました。 |   | ○  |                 |
| 30 | 29  | ② 支援災害に関する<br>取り組みの方針                                     | (意見)<br>災害時に支援を必要と… ⇒ 災害に備えて支援を必要とする人たちが円滑に避難行動が取れるように「避難行動要支援者名簿」の整備、また「個別避難計画」の作成を、自治会、庁内、関係機関等が連携して取り組みを進めます。   | ○ |    | 取り組み内容に記載いたします。 |
| 31 | 30  | 30～33ページ<br>基本目標3 つながる                                    | ・「まちづくり」は「ひとづくり」でもあると思うので、「公共善」の考え方を持った人を育てるような教育や取り組みを考える必要があると思います。  |   | ○  |                 |
| 32 | 34  | 成年後見制度利用促進基本計画  | 成年後見人制度が章立てされているが、これに匹敵する重要事項は地域包括ケアシステム、認知症問題(オレンジプラン含む)、生活困窮者問題、子供子育て問題、などがあり、これらと並列の位置にあるべき。ここだけ章立てし特別扱いするのは理解できない。   |   | ○  |                 |
| 33 | なし  | なし  | これからの地域福祉のあるべき姿(根底にあるべき考え)が読み取れない。<br>地域共生社会+包括的支援体制の考え方がすべての根底であり、この思想(考え方が全体に貫かれている必要がある。  |   | ○  |                 |

|    | ページ | 該当箇所、行数等 | 質疑・意見   | 要 | 不要 | 対応・回答 |
|----|-----|----------|---|---|----|-------|
| 34 | なし  | なし       | 地域生活課題が明確になっていない。<br>これまでの第3次計画までの検証で明らかになった地域生活課題を整理し列挙する。 |   | ○  |       |
| 35 | なし  | なし       | 私案を提示します。(別紙)   |   | ○  |       |



=地域住民が役割を持ちつつ自分らしく生き、助け合いながら生活できる地域共生社会

の実現を旨として= ( 試案)

(赤字は素案をそのまま採用する)

第1章 地域共生社会の実現へ向けた地域福祉計画

- (1) 計画策定の趣旨 (社会福祉法の理念による)
- (2) 地域福祉をめぐる国の動向
- (3) 計画の位置づけと計画期間
- (4) 計画の策定体制と方法

第2章 地域福祉を取り巻く太宰府市の現況

- (1) 人口・世帯の状況
- (2) 支援が必要な人たちの状況
- (3) 社会資源の状況

第3章 これまでの地域福祉計画の検証結果と地域生活課題

- (1) うまく行った課題と成果
- (2) 取り残されている課題
- (3) 地域生活課題(目指すべき地域の姿)は何か
  - 一人一人の個性やライフスタイルの尊重と地域のつながりや支えあいの再構築
  - 定住促進や人口流出防止を図りながら地域の特性を生かした持続可能性のある都市づくり
  - 生活における困難をみんなで解消し解決できるまちづくり

第4章 福祉計画の基本理念と他の諸計画との関係性

分野別計画の総合化を旨とし地域共生社会に向けた包括的支援体制を構築する

- (1) 地域福祉計画の位置づけー 分野別計画の基盤計画である
- (2) 各分野に共通する基本的理念・目標
  - ー協働して行うまちづくり、コミュニティ活動への支援
  - ー多機関の協働による包括的な支援体制と相談体制の構築

—地域福祉に貢献する多様な主体の参加—

- (3) 地域防災計画と避難支援計画との関係性
- (4) 地域福祉活動計画との関係性—連携・協働・補完と役割分担
- (5) 民間福祉関連団体への支援と社会福祉法人の公益的取り組みの推進

第5章 重点的地域生活課題（福祉活動目標=goal）と市民の参加促進のための働きかけ

その1. 基本的考え方

- (1) 市民へのアプローチは「よりそう」「とどける」「つながる」を基本とする
- (2) 障がいのある人もない人も、生活に困った人も困っていない人も、相互に人格と個性を尊重しあい家庭や地域でともに同じように暮らせる社会作り（ノーマライゼーションの理念）
- (3) 福祉圏域の重層化・包括化  
住民に身近な相談支援体制の構造化により一人一人の懸案事項をもらさず取り上げ解決する体制、圏域ごとの機能を明確にする必要がある  
第1次圏域(日常生活圏域—中学校区単位 OR 小学校自治協議会単位か)  
第2次圏域（市全体）  
第3次圏域（広域単位）
- (4) 地域福祉作りの基本は「地域包括ケアシステム」の構築推進  
当初は高齢者対象を想定したがこれを他の問題も含むシステムに広く解釈することが求められている。この体制作りが急務である。

その2. 分野別課題の GOAL と重層的支援体制の整備

市内の多機関が協働して実践する包括的相談・支援体制を構築することにより、下記の各部門での課題を解決していく。そのためには、総合的相談・支援センター等の拠点づくりが必要

また、地域福祉コーディネータなどの専門職が地域に密着して問題を拾い上げることが大切。

- (1) 高齢者福祉と認知症ケアの推進  
「よりそう」「とどける」「つながる」の観点から重層的に考える（縦軸）
  - ① 介護体制の充実
  - ② 認知症対策の充実—オレンジプランの推進
- (2) 障がい者の現状と自立支援の推進（障がい者総合支援法、障がい者差別解消

法の趣旨にのっとり)「よりそう」「とどける」「つながる」の観点から重層的に考える

- ① 障害者の表記を「障がいのある人」「障がい者」に改める
- ②障がい者の居場所づくりと就労支援
- ③ 差別解消の取り組み（ハード、ソフト面からのバリアフリー）
- ④ 障がい者の移動の自由確保
- ⑤ 障がい者の教育機会の確保
- ⑥ 障がい者の災害時の支援
- ⑦ 障がい者の相談支援体制の充
- ⑧障がい者の対話支援（手話人口の増加、IT アクセス）

(3) 子ども・子育て家庭の現状と自立支援の推進「よりそう」「とどける」「つながる」の観点から重層的に考える

(4) 生活困窮者の現状と自立支援の推進「よりそう」「とどける」「つながる」から重層的に考える

(5) 生活保護世帯の現状と自立支援の推進「よりそう」「とどける」「つながる」から重層的に考える

(6) 成年後見人制度の現状と推進（成年後見制度の利用の促進に関する法律）「よりそう」「とどける」「つながる」から重層的に考える

(7) 制度の谷間にある（社会から忘れられた）人々の現状と自立支援の推進「よりそう」「とどける」「つながる」の観点から重層的に考える

## 第6章 計画の進行管理の仕組みと評価指標

- (1) 目標（ゴール）の明確化とPDCAの仕組み
- (2) 市長の施政方針への盛り込み
- (3) 庁内推進体制の見直し、各部関連福祉問題への浸透
- (4) 行政評価のあり方

## 第7章 福祉活動への市民の主体的参加方法

- (1) パブリックコメントの在り方（策定前と策定後）
- (2) 市民の主体的参加のための方策と確保
  - 市民への情報開示（セミナーや懇談会）と関係団体への説明会（社会福祉法人、NPO法人等）
  - 市民の必要な知識・技術・活動拠点のための支援